

エフビー介護サービス株式会社

定 款

昭和62年 3月31日定款作成
昭和62年 3月31日公証人認証
昭和62年 4月 3日会社設立
平成14年10月 1日変更
平成15年 6月29日変更
平成18年 1月25日変更
平成18年 3月 3日変更
平成20年 1月10日変更
平成20年 2月14日変更
平成21年 2月23日変更
平成23年 3月18日変更
平成25年 6月19日変更
平成27年 6月 9日変更
平成28年 6月28日変更
平成29年 6月28日変更
平成30年 2月 5日変更
令和 元年 6月28日変更
令和 2年 8月31日変更
令和 3年 3月 9日変更
令和 3年 3月17日変更
令和 3年 6月30日変更
令和 3年11月 8日変更

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、エフビー介護サービス株式会社と称し、英文ではF B C A R E
S E R V I C E C O . , L T D . と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の事業を営む会社の株式を保有することによる、当該会社の事業活動の支配、管理
2. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
3. 介護保険法に基づく介護予防支援事業
4. 介護保険法に基づく訪問介護事業
5. 介護保険法に基づく介護予防訪問介護事業
6. 介護保険法に基づく訪問看護事業
7. 介護保険法に基づく介護予防訪問看護事業
8. 介護保険法に基づく訪問入浴介護事業
9. 介護保険法に基づく介護予防訪問入浴介護事業
10. 介護保険法に基づく福祉用具貸与事業
11. 介護保険法に基づく介護予防福祉用具貸与事業
12. 介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業
13. 介護保険法に基づく特定介護予防福祉用具販売事業
14. 介護保険法に基づく住宅改修事業
15. 介護保険法に基づく介護予防住宅改修事業
16. 介護保険法に基づく短期入所生活介護事業
17. 介護保険法に基づく介護予防短期入所生活介護事業
18. 介護保険法に基づく通所介護事業
19. 介護保険法に基づく介護予防通所介護事業
20. 介護保険法に基づく認知症対応型通所介護事業
21. 介護保険法に基づく介護予防認知症対応型通所介護事業
22. 介護保険法に基づく通所リハビリテーション事業
23. 介護保険法に基づく介護予防通所リハビリテーション事業
24. 介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護事業
25. 介護保険法に基づく介護予防特定施設入居者生活介護事業
26. 介護保険法に基づく地域密着型特定施設入居者生活介護事業
27. 介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護施設事業
28. 介護保険法に基づく介護予防認知症対応型共同生活介護施設事業

29. 介護保険法に基づく小規模多機能型居宅介護事業
30. 介護保険法に基づく介護予防小規模多機能型居宅介護事業
31. 介護保険法に基づく地域密着型通所介護事業
32. 介護保険法に基づく介護予防地域密着型通所介護事業
33. 介護保険法に基づく看護小規模多機能型居宅介護事業
34. 介護保険法に基づく介護予防看護小規模多機能型居宅介護事業
35. 介護保険法に基づく介護訪問介護又は介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業
36. 介護保険法に基づく介護通所介護又は介護予防通所介護に相当する第1号通所事業
37. 介護予防・日常生活支援総合事業に基づく、介護予防、生活支援サービス事業及び一般介護予防事業
38. 高度管理医療機器の賃貸及び販売
39. 有料老人ホームの設置及び経営
40. サービス付き高齢者向け住宅の設置及び経営
41. 介護者、介護管理育成のための研修、講習、教育業務
42. 介護事業の経営コンサルタント業
43. 古物の売買
44. 日用品雑貨、食料品、インテリア商品、宝飾品、衣料品等の卸し並びに販売
45. 薬局の経営
46. 処方箋による医療品の調剤及び販売
47. 薬局・介護施設の新規開業・出店に関する企画、立案、市場調査
48. 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法」に基づく一切の事業
49. 配食及び仕出し弁当サービス事業
50. 給食サービス事業
51. 飲食業
52. 食堂、給食の受託運営、宅配サービス及びそのコンサルティング業務
53. 介護保険外における高齢者介護サービス事業
54. 家事代行サービス事業
55. 介護福祉用具の修理、点検、消毒及び加工
56. 医療機器、介護福祉用品の販売及びリース
57. 健康食品、健康器具及び家庭用電化製品の販売
58. 建設工事の請負及び施工
59. 福祉用具レンタル卸事業
60. インターネットを利用した各種情報提供サービス、広告、宣伝、マーケティングリサーチに関する業務及び代理業務
61. 介護保険法に基づく高齢者、身体障害者向け住宅改修の設計、リフォーム、コーディネート業
62. 介護保険法に基づく通所介護の居宅サービス事業の運営管理に関するコンサルティング業務並びに従事する介添人の斡旋及び紹介

63. 介護保険法適用外での居宅介護サービス事業
64. 医療機関、介護施設、薬局等の経営に関するコンサルティング業務
65. 企業における人材の採用、育成及び能力開発に関するコンサルティング業務
66. 企業、不動産への投資及び会社、個人の財産、資産運用に関するコンサルティング業務
67. コンピュータ及び周辺機器のソフトウェアに関する開発、技術に関するコンサルティング業務
68. マルチメディアに関するシステム開発及びソフトウェアの企画、制作、編集、販売
69. ウェブサイトの企画、設計、開発、運営及び販売
70. インターネット等のネットワークシステムを利用した通信販売業
71. 広告、宣伝、販売促進、イベント、マーケティング、パブリシティに関する企画、立案、制作業務及び広告代理店業務並びにそのコンサルティング業務
72. 不動産の売買、交換、賃貸、管理、仲介、保有及び運用
73. 人材派遣業
74. 職業訓練の企画及び立案の受託
75. 有料職業紹介事業
76. 厚生、医療、スポーツ、教養、娯楽に関する施設の運営並びにこれらに関する事業
77. 教育・研修セミナーの企画、運営及び教育訓練施設の運営、管理並びに資格認定機構の委託による資格認定代行業務
78. 再就職支援事業
79. 清掃請負業
80. 太陽光発電売電事業
81. 農産物の生産、加工、販売
82. 上記に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を長野県佐久市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、800万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置くことができる。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、9名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 27 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定めた額とする。

第 5 章 監 査 等 委 員 会

(監査等委員会の招集通知)

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 33 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会議事録)

第 34 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規則)

第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任)

第 36 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 37 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第 40 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を行う。

(中間配当金)

第 41 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金の除斥期間)

第 42 条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。